

告 示

埼玉県告示第二百八十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

蕨駅西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可の公告の日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県蕨市中央一丁目の一部、埼玉県蕨市大字蕨字仁中歩の一部

四 事務所の所在地

埼玉県蕨市中央一丁目八番五号

五 設立認可の年月日

令和二年八月二十八日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年三月二十九日